一箇所以上、印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するときは、これを省略することができる（当該容器の側部に印刷し、又はラベルをはることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。

三　表示を構成する数字、文字及び記号は、容器の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

四　第一号及び第二号に規定する表示又は併記に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとすること。

附　則

（施行期日）

1　［略］

（経過措置）

2　平成七年六月二十九日までに製造され、又は輸入された容器であって、飲料又はしょうゆが充てんされたものについては、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は適用しない。

別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	第二条第一号に規定する刻印については、様式一
	第二条第二号に規定する印刷又はラベルをはることによる表示については、様式二
	第二条第二号ただし書に規定する刻印、印刷又はラベルをはることによる表示については、様式三

二　表示を構成する数字、文字及び記号は、容器の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

三　第一号に規定する表示に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとすること。

附　則

（施行期日）

1　［略］

（経過措置）

2　平成七年六月二十九日までに製造され、又は輸入された容器であって、飲料又はしょうゆが充てんされたものについては、法第十七条、第二十一条第二項及び第二十六条から第二十八条までの規定は適用しない。

別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上一リットル未満の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一
	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式二
内容積が一リットル以上四リットル未満の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一
	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式三
内容積が四リットル以上の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一
	容器への印刷又はラベルをはることによる表示については、様式四